

議案第9号

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例  
杉並区立郷土博物館条例（昭和63年杉並区条例第22号）の一部を次のように  
改正する。

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同  
号の次に次の1号を加える。

（8）学芸員その他の郷土博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこ  
と。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1  
号の次に次の1号を加える。

（2）資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて  
は認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開する  
こと。

第6条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

博物館法の一部が改正されたことに伴い、郷土博物館の事業に係る規定を改める  
等の必要がある。

杉並区立郷土博物館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 郷土博物館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>学芸員その他の郷土博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 郷土博物館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
<p>(協議会)</p> <p>第6条 <u>法第23条第1項</u>の規定に基づき、郷土博物館に杉並区立郷土博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(協議会)</p> <p>第6条 <u>法第20条第1項</u>の規定に基づき、郷土博物館に杉並区立郷土博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 略</p>